

## 平成 29 年度 第 1 回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	平成 29 年 9 月 30 日 (土) 午後 1 時 30 分～3 時
場 所	本庁舎 8 階 806AB 会議室
出席者	八木会長、茨木委員、辻委員、安谷委員、田中委員
<p>1. 開会 (1:30)</p> <p>2. 会長・副会長の選出 委員の互選により、会長に八木委員、副会長に森川委員を選出。</p> <p>3. 公開・非公開の決定 会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。 本日の傍聴希望者なしの旨、事務局より報告。</p> <p>3. 議事 (1) 協議事項 ①市屋外広告物条例の制定について ・ 条例制定の趣旨 ・ 屋外広告物規制の概要</p> <p style="text-align: center;">～事務局より説明～</p> <p>(委員から出された意見、質問等)</p> <p><b>【委員】</b> ・ 禁止地域と許可地域で明石市全域となるのか。</p> <p><b>【事務局】</b> ・ そうです。</p> <p><b>【会長】</b> ・ 禁止地域と許可地域の面積比は。</p> <p><b>【事務局】</b> ・ 面積比は出していないが、地図で示すところのようになる。</p> <p><b>【委員】</b> ・ 現在、兵庫県条例はあるが、市単独の条例を制定するということか。</p> <p><b>【事務局】</b> ・ 県条例の内容を引き継ぎ、市条例を制定するものである。詳しい内容については引き続き説明する。</p>	

①市屋外広告物条例の制定について

- ・ 条例制定にあたっての考え方
- ・ 条例（案）の概要

～事務局より説明～

【委員】

- ・ 適用除外となる物件は把握できているのか。

【事務局】

- ・ 把握はできない。窓口相談に来られたときに個別に判断することとなる。

【委員】

- ・ 許可件数は何件か。

【事務局】

- ・ 市内の許可件数は 937 件で、物件数は 6,617 件です。

【委員】

・ まちにはもっと多くの広告物があると思われるが、違法のままで設置されているものがたくさんあるということか。

【事務局】

- ・ あると思われる。

【委員】

- ・ 罰則対象になる違反物件はどのようにして把握するのか。

【事務局】

- ・ 違反物件については苦情があれば対応している。

【委員】

- ・ 業者間の話で、許可を取っておいて、後で付けたらいいとよく聞く。

【事務局】

・ 窓口でも、「なぜ自分の敷地や建物に設置している広告物に対し許可がいるのか」とよく言われる。

・ お店の看板だけでなく個人の住宅の表札であっても「屋外広告物」となるが、表札 1 個であれば許可の不要な面積及び個数に該当するため、許可不要となる。

・ このように本条例は多くの広告物を対象としているが、それが一般的に認知、理解されていない状況である。

【委員】

- ・ 実務が大変なものだと想像される。

【事務局】

・ すべてにきっちりと対応するのはほぼ不可能であることから、今回、新たに設ける「特別規制地区」指定制度を使い、エリアを絞って、特定のエリアについては模範になるようしっかりやることからしていきたい。

**【委員】**

- ・特別規制地区のように規制していただくだけではなく、にぎわいを出すために極端に言えば無法地帯となる場所があってもいいのではないかと。
- ・住宅地では電飾看板などはまちの明るさを補うものとして許可してもいいのではないかと。

**【事務局】**

- ・住宅地でそういった明るいものがあれば、まぶしいものとして苦情の対象になることが多い。

**【委員】**

- ・住宅地ではまちの防犯活動として、各戸が門灯を点けるようまちづくりとしての取組をしている地域もある。これも規制の対象になるのか。

**【事務局】**

- ・門灯に名称などの表示がなければ屋外広告物ではないため、規制の対象ではない。

**【会長】**

- ・表示のない回転灯は屋外広告物ではないため、規制できないという問題が生じている地域もある。

**【委員】**

- ・点検を義務付けているが、本当にできるのか。

**【事務局】**

- ・点検の対象とする広告物は高さ4m超としており、これは建築基準法に基づく建築確認の申請が必要なものを対象としているため、当初の設計においても1級建築士などが関わっているものである。
- ・点検を自己点検ではなく、一定の資格保有者に限定していることから、業者に依頼する必要が出るため、広告物を出している人にとっては当然ながら負担とはなるが、対象を限定していることから、過度な負担ではないと考えている。
- ・また、国も札幌市の看板落下事故を受け、管理及び点検の強化について通達を出しており、西宮市、尼崎市、芦屋市も同様の規定を入れていることから、これらの市条例の対象規模に倣っている。

**【会長】**

- ・その点検結果について報告をどのように出させるのか。

**【事務局】**

- ・点検結果について、チェック項目式になっている報告書に記入し、許可更新時に提出してもらう。
- ・対象の規模のものであれば、業者に委託しているものが多いと見受けられる。

**【委員】**

- ・気になるのは、条例があっても条例を守らない人がたくさんいて、事件や事故に繋がることである。義務付けていることに対し抜ける人が一番危ない。

**【事務局】**

- ・義務を履行しない人への対応については他市も苦慮している。しかしながら、義務を

課すことで広告主に意識づけしていきたい。また、守らない人への対応もきっちり検討していきたい。

- ・守らない人の対応をどうするかは一番大きい問題である。看板を日常的に見ることが出来る部署に道路関係の部署があるが、道路部局と連携するなど、工夫しながら取り組んでいきたい。

- ・一方で、商業広告以外も屋外広告物になるため、地域のまちづくりによるスローガンなども規制の対象となるが、これらは規制するのではなく、地域の取組として出せるようにしていきたいと考えている。

- ・広告物は必ずしも悪いものではなく、まちの活気や勢いを現すものでもある。

- ・また、夜間はあまりにも暗いと寂しい印象を与えるため、工場や大きな事業所などでは夜間の効果を考慮し、照明を使った広告物を出していいものとして考えたい。

#### 【委員】

- ・商店街などでは広告旗や花などにより、にぎわいの演出をしたいという声をよく聞けるが、こういった取組はやらせてあげたい。

#### 【委員】

- ・そういったにぎわい演出のための取組は必要である。

- ・地域活動についてはいい話であるが、自治会などが「マンション反対」という広告を掲げたらどうなるのか。

#### 【事務局】

- ・それは緩和の対象とはならない。自治会という地域の団体であっても「公共的目的」をもって出されているものでなければ、認めることはできない。

- ・屋外広告物がそのような紛争に巻き込まれる事例はあることから、「公共的目的」の対象となるものについて整理をしておきたい。

#### 【会長】

- ・地域団体などのクレーム事例の特徴を把握し、そういったものは対象ではないとして対策をしておく必要がある。

- ・また、積極的に広告物を活用する地区についても検討が必要である。

- ・これをもって、本日の議事は全て終了とする。各委員においては、長時間にわたる審議、ご協力に感謝する。

#### 4. 閉会 (15:00)